

## 1 業務目的

少子化・人口減少が進行する中、安芸市をはじめとするひがしこうち圏域（安芸市、芸西村、安田町、田野町、奈半利町、室戸市）への移住の促進と、結婚を契機とした定住の促進を図るため、両者を一体的に推進する新たな出会い支援事業を実施することを目的とする。

本事業は、都市圏からの若年女性と地域男性との出会いを創出するにとどまらず、ひがしこうち圏域における暮らし体験や地域住民との交流を通じて、参加者の地域への関心と愛着を醸成し、移住意欲の喚起から再来訪、さらには定住の実現までを一体的に支援する「暮らし婚活」事業として実施するものである。

## 2 業務名 安芸市「ひがしこうち移住婚」推進事業業務委託

## 3 期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 4 業務の基本方針

受託者は、本事業の目的達成に向け、以下の視点を踏まえた企画・運営を行うこと。

- (1) 移住定住を前提とした「暮らし婚活」の実施
- (2) 地域住民・事業者と連携した受入体制の構築
- (3) イベント後の再来訪支援の設計
- (4) ターゲットに届く効果的な広報戦略の実施

## 5 業務内容

### (1) 移住婚プログラムの企画・実施

#### ①事前プログラム（オンライン可）

- ・参加者（男性・女性）に対し、移住や婚活に関する意識醸成を行うセミナー等を実施  
※男性参加者については、安芸市で別途「内面・外見 ブラッシュアップセミナー」を開催予定。
- ・コミュニケーション・婚活スキルの向上
- ・地方での暮らし紹介、ひがしこうち圏域の魅力発信（女性参加者対象）

#### ②移住婚ツアー（現地イベント、1泊2日）

《実施日程：令和8年11月21日（土）、11月22日（日）の2日間》

- ・男女各15名程度
- ・関西圏在住女性と地域男性の出会いの場を創出
- ・自然体験（山、川、オーシャンビュー、農業等の一次産業体験などを組み合わせ、「ここでしか出会えない」を感じられるプログラムとする。）
- ・地域住民との交流
- ・フリー交流及びマッチング機会の提供
- ・マッチングの実施
- ・安全管理体制の確保

### (2) 実施場所

移住婚ツアーは、ひがしこうち圏域（安芸市、芸西村、安田町、田野町、奈半利町、

室戸市) 内で実施すること。

### (3) 対象

関西圏在住の24～39歳の結婚希望女性（地方移住に関心がある層を主対象とする）

- ・匿名（通称名含む）でなく実名で参加すること。（免許証等で確認すること。）
- ・暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

※男性参加者については、ひがしこうち圏域在住男性を安芸市で選定するため、受託者による募集はしない。

※女性参加者の募集にあたっては、参加を検討する女性が安心して応募できるよう、男性参加者の年齢、職業、趣味、結婚観等のプロフィール情報について、顔写真等の個人情報に十分配慮したうえで、事前に確認できる仕組みを設けること。

### (4) 参加費

参加者の飲食代等の個人で消費するものにかかる経費の一部は参加者負担とし、委託料に含めないこと。

実際の金額設定については、イベント告知の前に本市と協議を行うこと。

## 6 連携体制

- ・安芸市企画調整課（出逢いコンシェルジュ、移住コンシェルジュほか）
- ・ひがしこうち圏域市町村の少子化対策担当職員、移住定住支援担当職員
- ・各地域事業者

## 7 期待される効果

【短期的】移住婚による若年層の転入増加と婚姻数の増加

【中期的】出生数の増加に貢献し、「子どもが戻るまち」の基盤を強化する。

【長期的】若年層に「選ばれるまち」として定着し、人口減少対策に貢献する。

（福祉的価値）婚姻数・出生数の増加に直結し、少子化に歯止めをかける基盤を強化する。

（経済的価値）若い世代の定住による消費拡大と地域経済の活性化に寄与する。

（政策的意義）地域活性化・関係人口の拡大。参加者と地元住民・事業者の交流を通じ、地域が“人を迎え入れる力”を醸成する。

## 8 成果指標（KPI）

- ・移住婚ツアー参加者数：30名（15：15）
- ・マッチング組数：8／15組（マッチング率53%）
- ・移住相談件数：13件
- ・再来訪者数（女性）：10名

## 9 事業スケジュール（概略）

（時期）	（内容）
5～6月	事業設計、地域協議、協力団体決定
7～8月	募集・広報
9～10月	参加者決定、事前プログラム実施
11月	移住婚ツアー実施
11～翌3月	フォローアップ、再来訪支援、移住支援

## 10 委託業務内容

### (1) イベント等の企画・立案

---

- ア 開催内容としては参加する男女の交流機会が少しでも多くなるような共同作業や、レクリエーション等のプログラムを組み込むこと。
- イ 屋外での開催の場合、雨天時における対応も想定したプログラムとすること。
- ウ 宿泊場所は、男性参加者と女性参加者が別施設になってもかまわない。ただし、女性参加者の宿泊場所は、オーシャンビューなど、ひがしこうちの自然を感じられる場所であること。
- エ 参加希望者が魅力を感じるような、ターゲット層の関心に即した魅力的な企画であること。
- オ 女性参加者の満足度向上に資する環境（安全性、快適性、特別感）に配慮した企画とすること。
- カ イベント等の内容の詳細については、企画案に基づき別途本市と打ち合わせを行うこと。

### (2) 広告宣伝

---

- ア チラシのデザイン作成、製作
  - ・ イベント広報チラシのデザインを作成し、データで当市へ提供すること。チラシデータは、本市ホームページやSNS等へ掲載する目的で使用する。なお、デザイン等は本市と協議のうえ決定することとし、使用方法に合わせて加工することがある。
- イ 広告宣伝
  - Webサイトにイベント告知をする際は、本事業に関連するキーワードで検索しやすいよう配慮すること。
  - また、高い費用対効果が見込める既存のWebサイトや登録サイトがあれば、これを活用することも可能とする。
  - その他、効果的な情報発信を行い、結婚及び移住に対して高い意欲を有する女性の応募につながるようにすること。

### (3) 参加者の募集及び問い合わせ対応等の事務

---

- ア 募集・申込受付
  - ・ 応募者多数の場合は、市と協議し参加者を選定すること。
  - ・ 最終参加予定人数については、市に報告すること。
- イ 問合せ対応
  - 参加者からの問い合わせに対応すること。
- ウ 費用負担
  - イベントの実施にあたり、参加者から実費程度の参加料を徴収することは差し支えない。徴収する場合は、その金額と金額設定の根拠を想定して示すこと。

### (4) イベント等の実施及び運営

---

- ア 会場の借上げ及び会場設営、撤去
- イ イベント等に必要な物品等の準備
- ウ 当日の受付、参加者誘導、演出、司会進行等の運営に必要な業務
- エ 写真撮影

### (5) イベント等参加者への意識調査アンケートの配布、回収及び集計結果報告

---

- ア 参加者に対して事業への満足度や改善点、ニーズを探るアンケートを実施すること。

イ アンケートの内容は、別途当市と協議して決定すること。

## (6) 報告書の提出

---

ア 報告書は、「イベント及び事業全体」を集約・評価し、当市へ提出すること。

イ 提出する報告書は、紙媒体1部及びデータとする。

ウ 報告書の様式は任意とするが、次の内容を含むものとする。

- ・イベント等の実施結果
- ・イベント等企画及び実施にあたり受託団体が行った工夫や反省点
- ・参加者からの意見
- ・成果指標（KPI）
- ・その他本事業における課題など

エ 資料として、チラシ、ポスター、参加者への配布資料、アンケートの集計結果等を添付すること。

オ 記録写真については、データにより提出すること。

## (7) その他

---

ア 提案するイベントの想定されるタイムスケジュールを明示すること。

イ イベントの実施にあたり、必要となる資料、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。

ウ 参加者に対し、特定の団体に加入させたり、勧誘したりしないこと。

エ イベント保険に加入するなど、本業務に関わる事故や不測の事態等に備えること。

オ イベントの開催にあたり、参加申込者が募集人数に満たない等の理由により開催を中止した場合、委託費の精算（減額）を行う場合がある。ただし、やむを得ない理由により開催を中止する場合は、この限りではない。

カ イベントの企画・運営にあたっては、感染症対策にも留意すること。

### 11 委託料の対象経費について

委託料の積算となる対象経費は、実施事業に直接必要となる経費（謝礼、旅費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、人件費、借上料、保険料等）とし、備品等財産を取得する経費は含めないこと。

また、参加者から徴収した参加費については、飲食代やチケット代等の個人で消費するものに充て、イベント等運営に係る経費から参加費分を除いた額を委託料の額とすること。

### 12 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律」及び「安芸市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第2号）」「安芸市個人情報保護法施行細則」等の関係法令及び条例を踏まえこれを遵守すること。

(2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当市が必要と認める範囲内で収集すること。

(3) 個人情報の取扱者を限定するとともに、収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。

(4) 収集した個人情報は、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講じること。

(5) 収集した個人情報は、契約終了後、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

### 13 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に当市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等を報告すること。

### 14 留意事項

- (1) イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフ配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに当市へ報告すること。
- (3) 当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行うこと。
- (4) 参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行うよう、事前に参加者に伝えること。
- (5) イベント等の開催後に本イベントに起因するストーカー被害等の相談があった場合は、当市及び関係機関と協力し、適切に対応すること。

### 15 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに当市と協議を行い、事前に当市の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (3) 事業実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (4) 事業実施に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え経理状況を明確にしておくこと。
- (5) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。